



県 章

滋賀県公報

平成 19 年 (2007 年)
4 月 1 日
号 外 (12)
日 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次 (印は、県例規集に登載するもの)

告 示

滋賀県中小企業振興資金融資要綱の一部改正 (商工政策課) 1

告 示

滋賀県告示第 253 号

滋賀県中小企業振興資金融資要綱 (昭和 59 年 滋賀県告示第 211 号) の一部を次のように改正する。

平成 19 年 4 月 1 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第 2 条第 9 号を次のように改める。

(9) 再生手続開始申立等事業者 中小企業信用保険法第 2 条第 3 項第 1 号の規定による経済産業大臣の指定を受けた事業者をいう。

第 3 条第 1 号から第 4 号までを次のように改める。

- (1) 経営支援資金
- (2) セーフティネット資金
- (3) 政策推進資金
- (4) 短期事業資金

第 3 条中第 6 号から第 13 号までを削り、第 14 号を第 6 号とする。

第 5 条第 1 号中「1 年」を「6 箇月」に、「。(開業資金、組織強化育成資金、若手ベンチャー支援資金、特定産業振興資金 (別表 11 融資対象者の欄 (3) または (4) に該当する融資対象者に係る資金に限る。))」を「(経営支援資金 (別表 1 資金使途の欄設備資金または運転資金に該当する資金であつて、同表 1 融資対象者の欄 1 (2) に該当する融資対象者に係るものに限る。)、開業資金」に、「別表 14」を「同表 6」に、「除く。))」を「除く。))」に改める。

第 7 条第 2 項中「開業資金、経済変動対策資金、経営安定借換資金、中小企業再生支援資金、若手ベンチャー支援資金、特定産業振興資金 (別表 11 融資対象者欄 (3) または (4) に該当する融資対象者に係る資金に限る。))」を「セーフティネット資金、政策推進資金 (別表 3 資金使途の欄経営革新推進資金または特定産業振興推進資金に該当する資金を除く。)、短期事業資金 (同表 4 資金使途の欄運転資金に該当する資金であつて、同表融資対象者の欄 (2) に該当する融資対象者に係るものに限る。)、開業資金」に、「小規模企業者経営安定資金 (小規模事業資金)」を「経営支援資金 (同表 1 資金使途の欄設備資金または運転資金に該当する資金であつて、同表 1 融資対象者の欄 1 に該当する融資対象者に係るものを除く。))」に改める。

第 9 条ただし書中「および下請企業振興資金」を削る。

第 10 条の見出しを「(融資の申込み等)」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 政策推進資金 (別表 3 資金使途の欄中心市街地活性化等推進資金に該当する資金であつて、同表 3 融資対象者の欄 (1) に該当する融資対象者に係るものに限る。) の融資を受けようとする者は、前項の規定による借入申込書類の提出前にあらかじめ知事に申請し、融資対象の認定を受けなければならない。

第 10 条に次の 2 項を加える。

3 前項の規定による申請は、別に定める融資対象者認定申請書に必要な書類を添えて、中小企業団体を經由して、行わなければならない。

4 知事は、前項の融資対象者認定申請書の提出があつたときは、その内容について審査を行い、融資対象者として認定したときは融資対象者認定書を、融資対象者として認定しなかつたときは書面を、認定申請者に交付する。

第 11 条第 1 項中「経営合理化資金、小規模企業者経営安定資金 (小規模事業資金) (年末年始つなぎ資金に限る。)、組織強化育成資金 (借入金額が 3,000 万円を超える設備資金を除く。)、経済変動対策資金、経営安定借換資金、特定

産業振興資金 (別表 11 融資対象者の欄 (2) に該当する融資対象者に係る資金に限る。) および経営革新支援資金」を「経営支援資金、セーフティネット資金、政策推進資金 (別表 3 資金使途の欄再生推進資金または B C P 推進資金に該当する資金を除く。) および開業資金」に改める。

第 11 条の 2 を削る。

第 11 条の 3 第 1 項中「短期事業資金、下請企業振興資金、中小企業再生支援資金」を「政策推進資金 (別表 3 資金使途の欄再生推進資金または B C P 推進資金に該当する資金に限る。)、短期事業資金」に改め、同条を第 11 条の 2 とし、同条の次に次の 1 条を加える。

第 11 条の 3 支援プラザは、第 10 条第 1 項の規定により政策推進資金 (別表 3 資金使途の欄経営革新推進資金に該当する資金に限る。) および開業資金に係る借入申込書類の提出があつたときは、その内容について調査を行い、制度の趣旨に合致していると認めるときは、融資あつせん書 (別記様式第 2 号) を取扱金融機関に送付する。

2 取扱金融機関は、前項の融資あつせん書の送付があつたときは、遅滞なく融資内容について審査を行い、融資の適否を決定し、借入申込者および関係機関にその旨を通知する。

3 取扱金融機関は、前項の審査において、借入希望条件を変更することができる。

第 11 条の 4 に見出しとして「(協議会)」を付し、同条を次のように改める。

第 11 条の 4 経営支援資金 (別表 1 資金使途の欄設備資金または運転資金に該当する資金であつて、同表 1 融資対象者の欄 2 に該当する融資対象者に係るものに限る。) および開業資金 (同表 5 融資対象者の欄 1 に該当する融資対象者に係る資金に限る。) について、取扱金融機関は第 11 条第 2 項または前条第 2 項の審査を行うに当たり、信用保証協会は第 10 条第 1 項の規定による借入申込書類の提出があつた資金に係る第 7 条第 2 項に規定する信用保証の承諾に当たり、それぞれ必要と認めるときは、知事に別に定める協議会 (以下「協議会」という。) による協議を申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があり、必要があると認めるときは、協議会を開催しなければならない。

3 協議会は、協議を行つたときは、その結果を書面により、取扱金融機関、信用保証協会その他の関係機関に通知するものとする。

第 11 条の 5 から第 11 条の 8 までを削る。

第 11 条の 9 中「第 11 条の 3 第 1 項、第 11 条の 5 第 3 項もしくは第 11 条の 7 第 3 項」を「第 11 条の 2 第 1 項または第 11 条の 3 第 2 項」に改め、「または第 11 条の 2 第 2 項、第 11 条の 4 第 2 項もしくは第 11 条の 6 第 3 項の規定により融資決定通知書の送付を受けたとき」を削り、同条を第 11 条の 5 とし、第 11 条の 10 を第 11 条の 6 とする。

第 11 条の 11 中「第 11 条から第 11 条の 7 まで」を「第 11 条の 5」に改め、同条を第 11 条の 7 とする。

第 12 条を削り、第 13 条を第 12 条とし、第 14 条を第 13 条とし、第 15 条を第 14 条とする。

別表を次のように改める。

2 セーフティネット資金

資金用途	融資対象者	融資金限度額	融資金利率	融資金期間	償還方法	担保人等	取扱金融機関	借入申込先	借入申込書類
不況による売上等の減少および取引先の倒産等に対処することを目的に、経営の改善を図るための資金(土地のみを購入する場合に要するものを除く。)	1 次のいずれかに該当する中小企業者等 (1) 中小企業信用保険法第 2 条第 3 項第 1 号から第 8 号までのいずれかの規定に該当する者として市町村長の認定を受けた者 (2) 大規模災害や大型倒産など県内の経済状況に深刻な影響が及ぼすもの、可能性があるものとして知事が別に定める経済環境の悪化要因により、経営の安定に支障を生じている者	8,000 万円以内 (ただし、中小企業信用保険法第 2 条第 3 項第 1 号に該当する者として市町村長の認定を受けた者には、再生手続申立等事業者に対する関連債権額の範囲内、融資金対象者の欄②に該当する者には、別に定める額)	年 1.5 %	10 年以内 (融資金対象者の欄②に該当する者の場合、別に定める期間)	据置期間 2 年以内割賦償還	信用保証協会 保証付	商工組合中央金庫 滋賀銀行 びわこ銀行 大垣共立銀行 京都銀行 福井銀行 滋賀中央信用金庫 長浜信用金庫 湖東信用金庫 京都信用金庫 京都中央信用金庫 滋賀県信用組合 滋賀県民信用組合 京滋信用組合 近畿産業信用組合	中小企業者にあつては商工会議所または商工会、協同組合等にあつては中小企業団体中央会	借入申込書(別記様式第 1 号) 県税に未納がないことを証する証明書 許認可書等の写し 最近の試算表 直前 2 期の決算書または確定申告書の写し 法人の登記事項証明書 融資対象者の欄①に該当する者にあつては、中小企業信用保険法第 2 条第 3 項の規定に基づく認定書 融資対象者の欄②に該当する者にあつては、別に定める被害確認書 個人情報提供に同意する者の同意書 融資対象に係る契約書の写しまたは見積書の写し、カタログ、設計書および図面 融資対象が建築物に係る設備資金にあつては、建築確認済証の写し
不況による売上等の減少および取引先の倒産等に対処することを目的に、既住借入金(元本返済が開始された後 6 か月以上経過し、かつ、滞りなく返済されている)のものに限る。	次の要件のすべてを満たす中小企業者等 (1) 中小企業信用保険法第 2 条第 3 項第 1 号から第 8 号までのいずれかの規定に該当する者として市町村長の認定を受けた者 (2) 保証協会保証付融資	20,000 万円以内(増額分を含む。)	年 2.0 %	7 年以内 (融資金対象者の欄②に該当する者の場合、別に定める期間)	据置期間 1 年以内割賦償還			借入申込書(別記様式第 1 号) 県税に未納がないことを証する証明書 許認可書等の写し 最近の試算表 直前 2 期の決算書または確定申告書の写し 法人の登記事項証明書 融資対象者の欄 1 の①に該当する者にあつては、中小企業信用保険法第 2 条第 3 項の規定に基づく認定書 融資対象者の欄 1 の②に該当する者にあつては、別に定める被害確認書 個人情報提供に同意する者の同意書	借入申込書(別記様式第 1 号) 県税に未納がないことを証する証明書 許認可書等の写し 最近の試算表 直前 2 期の決算書または確定申告書の写し 法人の登記事項証明書 事業計画書 中小企業信用保険法第 2 条第 3 項の規定に基づく認定書

資 金	返済負担を軽減し返済繰りを円滑化し、経営の安定を図るための資金(土地のみを購入した際に融資を受けた資金を除く。増額については、土地のみを購入する場合に要するものを除く。)	資(金融安定化特別保証付融資および売却権担保融資保証付融資を除く。)を受けている者で、借換を行うことで経営の改善が見込まれるもの	個人情報の提供に関する同意書
-----	---	--	----------------

3 政策推進資金

資 金 使 途	融 資 対 象 者	融 資 限 度 額	融 資 利 率	融 資 期 間	償 還 方 法	担 保 人 等	取 扱 金 融 機 関	借 入 申 込 先	借 入 申 込 書 類
中小企業者等が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第 2 条第 6 項に定める経営革新の要する資金であつて、中小企業者等の経営革新が推進されるもの(土地のみを購入する場合に要するものを除く。)	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第 9 条第 1 項の経営革新に関する計画の承認を受けてその計画を実施する中小企業者等	中小企業者にあつては所要資金の 80% 以内で 2 億円以内、協同組合等にあつては所要資金の 80% 以内で 4 億円以内	年 1.75 %	10 年以内	据置期間 2 年以内(割賦償還)	取扱金融機関所定	商工組合中央金庫 滋賀銀行 びわこ銀行 大垣共立銀行 京都銀行 福井銀行 京都中央信用金庫 滋賀中央信用金庫 滋賀信用金庫 長浜信用金庫 湖東信用金庫 滋賀県信用組合 滋賀県民信用組合 京滋信用組合 近畿産業信用組合	中小企業者にあつては商工会、協同組合等にあつては中小企業団体中央会	借入申込書(別記様式第 1 号) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく経営革新計画に係る承認申請書および行政庁の認定書の写し 稟報に未納がないことを証する証明書 許認可書等の写し 設備資金にあつては、融資対象に係る契約書の写しまたは見積書の写し、力タログ、設計書および図面 融資対象が建築物に係る設備資金の場合にあつては、建築確認済証の写し 最近の試算表 直前 2 期の決算書または確定申告書の写し 法人の登記事項証明書 個人情報の提供に関する同意書
環境産業、観光産業または健康福祉産業を営む中小企業者等が事業に要する設備資金または運転資金であつて、当該産業の振興が推進されるもの(設備資金にあつては、土地のみを購入する場合に	次のいずれかに該当する中小企業者等 (1) 別に定める環境産業または健康福祉産業を営む者 (2) 別に定める観光産業を営む者であつて、社団法人びわこビジネスタースピュロー(以下「スピュロー」という。)に加盟す	融資対象者の欄(1)に該当する者にあつては、所要資金の 80% 以内で 1 億円以内(運転資金として利用する場合は、2,000 万円以内)		10 年以内 (運転資金は、5 年以内)	据置期間 2 年以内(運転資金は、1 年以内) 割賦償還			中小企業者にあつては商工会、協同組合等にあつては中小企業団体中央会	借入申込書(別記様式第 1 号) 事業計画書 融資対象者の欄(2)に該当する者にあつては、スピュロー等の発行する証明書 県税に未納がないことを証する証明書 許認可書等の写し 最近の試算表 直前 2 期の決算書または確定申告書の写し 法人の登記事項証明書

興 推 進 資 金	要するものを除く。)	るものまたはビューローに加盟する団体に所属するもの	融資対象者の欄②に該当する者は、所要資金の80%以内で2億円で2,000万円以内)	金融機関所定	10年以内	据置期間2年以内副賦償還	信用保証協会 保証付		個人情報提供に関する同意書 設備資金にあつては、融資対象に係る契約書の写しまたは見積書の写し、力タログ、設計書および図面 融資対象が建築物に係る設備資金の場合にあつては、建築確認済証の写し
再 生 推 進 資 金	滋賀県中小企業再生支援協議会の支援により策定された経営改善計画に基づく事業を行うために要する資金であつて、中小企業者の再生が推進されるもの(土地のみを購入する場合に要するものを除く。)	滋賀県中小企業再生支援協議会の支援により策定された経営改善計画に基づく事業を実施する者	所要資金に対して取扱金融機関が貸し付ける金額の80%以内で8,000万円以内	金融機関所定	10年以内	据置期間2年以内副賦償還	信用保証協会 保証付	取扱金融機関	借入申込書(別記様式第1号) 稟状に未納がないことを証する証明書 経営改善計画書の写し 信用保証協会および取扱金融機関所定の書類 個人情報提供に関する同意書
B C P 推 進 資 金	緊急時企業存続計画(以下「BCP」という。)を策定し、その計画に基づいた対策を実施する必要があるため、BCPの普及が推進されるもの(土地のみを購入する場合に要するものを除く。)	BCPを策定しようとする者またはその計画に基づいた対策を実施する者	1億円以内	金融機関所定	別に定める金融機関	据置期間1年以内副賦償還		取扱金融機関	借入申込書(別記様式第1号) 稟状に未納がないことを証する証明書 別に定める確認書 信用保証協会および取扱金融機関所定の書類 個人情報提供に関する同意書
中 心 市 街 地 活	経営の近代化、合理化等を図るために要する設備資金(土地のみを購入する場合に要するものを除く。)または運転資金であつて、中心市街地における商業等の活性化等が推進されるもの	次のいずれかに該当する中小小売業者、サービス会社、事業組合または企業組合 (1) 中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号。以下「中心市街地活性化法」という。)第9条第1項の規定に基づき市町が作成し、同条第6項により内閣総理大臣が認定し	所要資金の70%以内で2,000万円以内(運転資金として利用する場合は、1,000万円以内)	金融機関所定	7年以内(運転資金の場合は、6月以内)割賦償還	据置期間1年以内(運転資金の場合は、6月以内)割賦償還	商工組合中央金庫 滋賀銀行 びわこ銀行 大垣共立銀行 京都銀行 福井銀行 滋賀中央信用金庫 長浜信用金庫 湖東信用金庫 京都中央信用	中小企業者にあつては商工会、協同組合等にあつては中小企業団体中央会	借入申込書(別記様式第1号) 稟状に未納がないことを証する証明書 許認可書等の写し 直前2期の決算書または確定申告書の写し 法人の登記事項証明書 個人情報提供に関する同意書 融資対象者の欄①に該当する者にあつては、別に定める中心市街地活性化対策資金融資対象者認定申請書 設備資金にあつては、融資対象に係る契約書の写しまたは見積書の写し、力

性 化 等 推 進 資 金	た基本計画において定められた中心市街地活性化法第 2 条に規定する中心市街地内において、その事業活動により中心市街地における商業等の活性化が図られると認められる者 (2) 大型店の進出に対応して経営の合理化等を行う資金を必要とする者								金庫 滋賀県信用組合	タログ、設計書および図面 融資対象が建築物に係る設備資金の場合にあつては、建築確認済証の写し
---------------------------------	---	--	--	--	--	--	--	--	---------------	---

4 短期事業資金

資 金 使 途	融 資 対 象 者	融 資 限 度 額	融 資 利 率	融 資 期 間	償 還 方 法	担 保 人 等	取 扱 金 融 機 関	借 入 申 込 先	借 入 申 込 書 類
運 転 資 金	次のいずれかに該当する者 (1) 中小企業者(原則として直近 2 か年間の平均経常利益が 1,000 万円以下であるものに限る。)、事業協同組合、企業組合、事業協同小組合、協業組合および商工組合 (2) 中小企業者、事業協同組合、企業組合、協業協同小組合、協業組合および商工組合であつて、信用保証協会の売掛債権担保融資保証を付けて事業資金を調達しようとするもの	融資対象者の欄(1)に該当する者は、1,500 万円以内 融資対象者の欄(2)に該当する者は、11,100 万円以内	融資対象者の欄(1)に該当する者は、年 2.15 % 融資対象者の欄(2)に該当する者は、金融機関所定	融資対象者の欄(1)に該当する者は、1 年以内	融資対象者の欄(1)に該当する者は、割賦または一括償還 融資対象者の欄(2)に該当する者は、原則として一括償還	融資対象者の欄(1)に該当する者は、取扱い金融機関所定 融資対象者の欄(2)に該当する者は、信用保証協会保証付	取扱い金融機関 商工組合中央金庫 滋賀銀行 びわこ銀行 大垣共立銀行 京都銀行 福井銀行 京都信用金庫 京都中央信用金庫 滋賀中央信用金庫 長浜信用金庫 湖東信用金庫 滋賀県信用組合 滋賀県民信用組合 京滋信用組合 近畿産業信用組合	取扱い金融機関	借入申込書(別記様式第 1 号) 稟報に未納がないことを証する証明書 保証協会および取扱い金融機関所定の書類 個人情報提供に関する同意書
手 形 割	支援プラザに受注企業代金として受け取つた手形期間が 150 日以内の商業手形の割引	1,500 万円以内	年 2.15 %	150 日以内	商業手形決済	取扱い金融機関所定	取扱い金融機関	借入申込書(別記様式第 1 号) 支援プラザ登録通知書(申込窓口で提示) 当該手形の振出しの原因となつた商取引を証する書類の写し 稟報に未納がないことを証する証明書 保証協会等の写し 最近の試算表および直前 2 期の決算書 法人の登記事項証明書	

<p>金</p>	<p>運 転 資 金</p>	<p>特区内において特 区事業の実施主体 が特区事業を行う ために要する運転 資金</p>	<p>であつて、当該会 社設立後 5 年を経 過していないもの (2) 事業を開始した日 以後 5 年を経過した 者のうち、次の要件 のいずれかに該当す るもの ア 直近決算におい て経常利益を計上 していること。 イ 直近決算におい て債務超過でない こと。</p>							

「商工会議所会頭
 商工会会長
 別記様式第 1 号中「取扱金融機関様」を 滋賀県中小企業団体中央会会長 様 に、「第 10 条の」を「第 10 条第
 (財) 滋賀県産業支援プラザ理事長
 取扱金融機関の長
 」

1 項の」に、

	償 還 方 法	

 を

年・か月
滋賀県信用保

 」

	償 還 方 法	割賦償還・一括償還 据置なし・あり (か月)
証協会・その他 ()		

に改め、同様式注を削る。

別記様式第 2 号中「第 11 条の 5 関係」を「第 11 条の 3 関係」に、「第 10 条」を「第 10 条第 1 項」に改める。

別記様式第 3 号を削る。

付 則

- 1 この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の滋賀県中小企業振興資金融資要綱の規定は、平成 19 年 4 月 1 日以後の融資の申込みに係る資金から適用し、同日前に融資の申込みがあった資金については、なお従前の例による。

